

北上地区消防組合の消防長及び消防署長の資格を定める条例をここに公布する。

平成26年 2 月 21 日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合条例第 3 号

北上地区消防組合の消防長及び消防署長の資格を定める条例

(別紙のとおり)

北上地区消防組合の消防長及び消防署長の資格を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第15条第2項の規定により、北上地区消防組合の消防長及び消防署長の資格を定めるものとする。

(消防長の資格)

第2条 消防長に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部における消防署長の職と同等以上と認められる職に1年以上あったものであること。
- (2) 市町村の行政事務に従事した者で、市町村の長の直近下位の内部組織の長の職その他市町村におけるこれと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。

(消防署長の資格)

第3条 消防署長に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格は、消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年以上あったものであることとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。